

改正概要説明書

国名： ドイツ

法令名： 商標法

改正情報： 2017年7月17日の法2541により改正

改正概要：

1. 絶対的拒絶理由の一部の整備

絶対的拒絶理由に列挙された事項のうち、監督用の公の記号等及び国際政府間機関の紋章等につき、連邦法務省の告示による旨の文言を削除した(第8条(2)7, 8)。

2. 出願日認定要件の規定の修正

出願公開につき、旧規定の「出願日が確立された商標の出願」を、願書記載要件を規定した条文(第32条(2))の引用に修正した(第33条(3))。

3. 登録、公告等における電子媒体の利用

登録公告、登録原簿等の情報は、禁止されている場合を除き、電子的に開示することができる旨の規定を新設した(第41条(2)(3))。

4. 特許商標庁の決定等の規定の整備

特許商標庁の決定は認証を要しない旨、また、関係者はその写しを請求できる旨の文言を追加した(第61条(1))。

5. 手続費用の分担の規定の変更

複数当事者による手続費用の公平な分担についてドイツ弁護士報酬法の規定を準用することとして規定を変更した(第63条(2))。

6. 書類の電子送達の場合の特則

手続書類の送達を電子的に行いことにしたのに伴い、電子的手段を使用する場合の規則制定についての規定を新設した(第94条(1)4)。

7. 地理的表示・原産地表示についての規定の整備

・地理的表示・原産地表示の登録が準拠する欧州規則の引用規定を更新し(第130条(1)(5)(6))、また、地理的表示等の明細が補正された場合は公告する旨の規定を追加した(第130条(7))。

・新たな地理的表示・原産地表示の登録に対する異議申立の根拠となる欧州規則を更新し(第131条(1))、異議手数料の納付期限の準用条文を整備した(第131条(2))。

8. 欧州規則の引用条項の更新

欧州規則が更新されたのに伴い、地理的表示・原産地表示に関する諸規定(第132条、第134条、第135条、第139条)及び訴訟手続に関する諸規定(第144条、第146条、第151

条)において各引用条文も更新した。

9. 税関取締の規定の変更

商標侵害品の税関における差止・留置に関し、更新された欧州規則を準用する規定を設け、内容の重複する旧規定(第 150 条(1)-(7))を削除した。

10. 商標取消の規定の見直し

1995 年 1 月 1 日前に旧商標法の下で手続が行われていた商標登録について、絶対的拒絶理由に基づく商標の取消請求についての規定を除いた他の手続又は商標の効力を制限する等の規定(第 157 条―第 162 条)を廃止し、以下の条文を繰り上げた。

改正内容：

・ 第 8 条

(1)7, 8 において官報告示の限定が削除された。

・ 第 33 条

(3)において出願公告要件が明確化された。

・ 第 40 条

(2)において第 32 条要件が削除された。

・ 第 41 条

(3)は新設項である。

・ 第 46 条

(3)において分割出願の要件が明確化された。

・ 第 61 条

(1)において決定等の通知につき明確化された。

・ 第 63 条

(2)において手続費用につき明確化された。

・ 第 94 条

(1)4 は新設項である。

・ 第 130 条

(1) (5) (6)において引用する EU 規則が変更された。

(7)は新設項である。

・ 第 131 条

(1)において引用する EU 規則が変更された。

(2)において引用する特許費用法条文が変更された。

・第 132 条, 第 134 条, 第 135 条, 第 139 条, 第 144 条, 第 146 条, 第 151 条
引用する EU 規則が変更された。

・第 150 条

(1)-(7) は削除された。

旧(8)において引用する EU 規則が変更された。

・第 156 条

登録商標の取消につき明確化された。

・第 157 条-第 162 条

削除され, 旧第 163 条以降が第 157 条以降に移動した。